## 質疑•回答書

告示番号		豊中市告示第290号	件 名	(仮称)豊中市文化芸術センター給排水衛生設備工事
No		質疑事項		回 答
1		12)のウ 特定JVの代表者以外の特 中 改修工事の内容について具体的		本市発注工事による市有施設の新築、増築又は改修工事に伴う管工事を 元請けとして施工した実績があること(申請日において竣工済みであるこ と。)とします。
2	Φ75量水器 で量水器の	-19給水設備、上下水道局量水器延 は中50となっています。設置位置が 量水器許容水量を(50㎡/h)を超えま していますか。	「地下での受水槽なの	量水器まわりは配管径φ 75、量水器はφ 50とします。 上下水道局と協議済みです。

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076 FAX 06-6858-7225

E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp